

# みどり市マスコットキャラクター みどモス 着ぐるみ貸出マニュアル

- ◆着ぐるみを正しく使用していただくために必ずお読みください。
- ◆みどり市マスコットキャラクター着ぐるみ貸出要綱に従い、正しく使用してください。
- ◆みどモスエア着ぐるみ取扱説明書に従い、正しく着用してください。



群馬県みどり市

# 1. 貸出対象行事

---

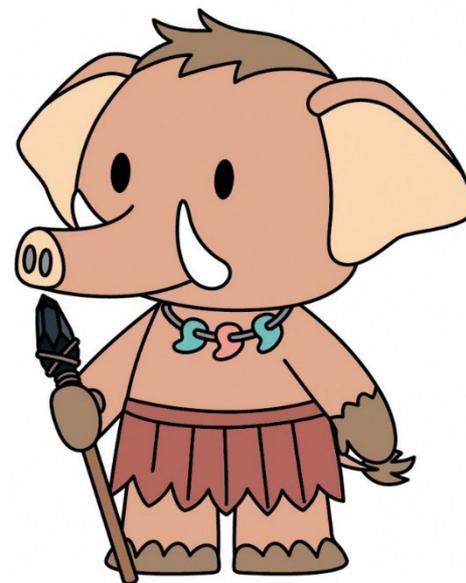
■主に市内で活動を行う法人その他の団体が行う行事であって、次のいずれかのものとする。

1. 公共性又は公益性の高い行事
2. 市民の交流及び地域の活性化に資する行事
3. 市及び市産品のPRに有効であると認められる行事
4. その他市長が適当と認める行事

## 2. 申請手続きについて

---

みどり市マスコットキャラクター着ぐるみ貸出し要綱に従い、正しく使用してください。



# ①申請に必要な物

---

- 申請書(押印不要)
- 申請者の概要が分かる書類(定款、規約等)
- 企画書等(着ぐるみを使用する行事の概要が分かる書類)

申請書はみどり市ホームページからダウンロードできます。

<https://www.city.midori.gunma.jp/www/contents/1550138269884/index.html>

下記まで郵送または地域創生課窓口(笠懸庁舎)まで持参してください。

提出先

〒379-2395  
群馬県みどり市笠懸町鹿2952  
みどり市総務部地域創生課  
電話0277-46-9067

## ②申請書記入例

- 申請書は市ホームページからダウンロードできます。
- 記入例を参考に、赤字部分を記入してください。
- 記入後、添付書類を添えて提出してください。
- 押印は不要です。

様式第1号(規格 A4) (第3条関係)

2022年 2月 1日

みどり市長 須藤 昭男 様

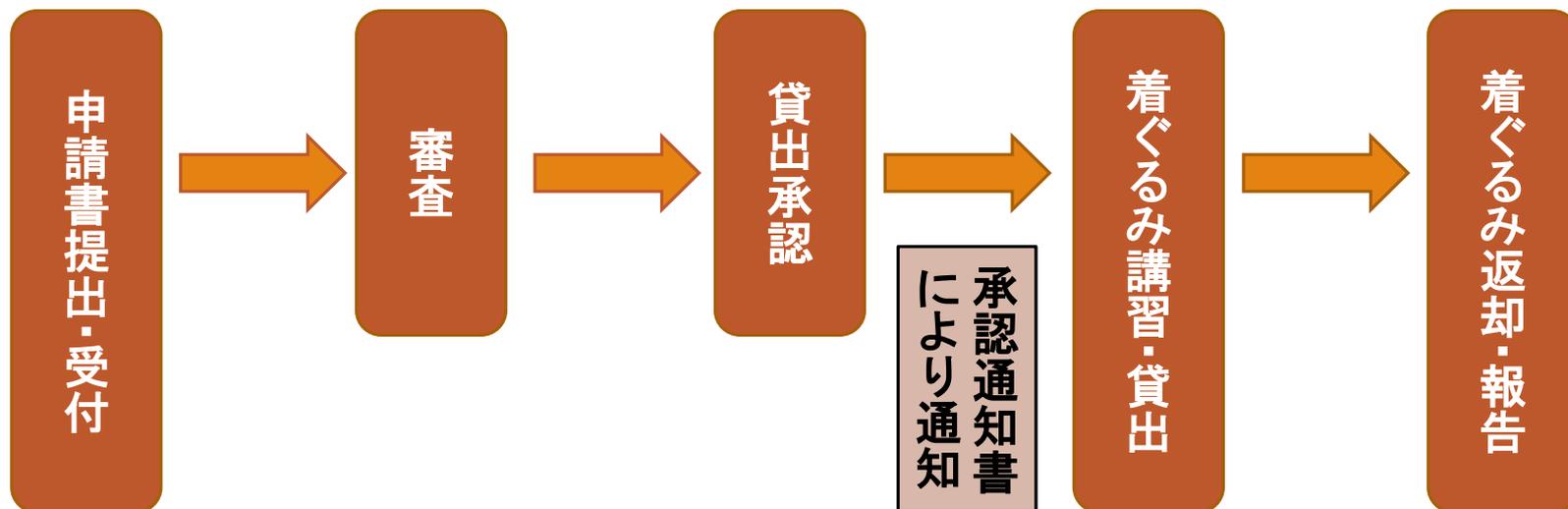
所在地 みどり市笠懸町鹿 2952  
商号又は名称 みどり区 (押印不要)  
代表者の役職及び氏名 みどり 太郎

みどり市マスコットキャラクター着ぐるみ使用申請書

みどり市マスコットキャラクターの着ぐるみを使用したいので、みどり市マスコットキャラクター着ぐるみ貸出要綱第3条第1項の規定により、次のとおり申請します。  
なお、みどり市マスコットキャラクター着ぐるみ貸出要綱の規定を遵守することを誓約します。

行事の名称	みどり区夏祭り
行事の参加人数	200人
使用する内容及び目的	みどり区民を対象とした夏祭り。来場者といっしょに写真撮影などを行い、区民と触れ合う。
使用日 (借受期間)	2022年7月28日～2022年7月28日 (2022年7月26日～2022年7月30日) ※借受期間は、使用する日の前後2日以内
使用場所	みどり区民広場
添付書類	(1) 定款、規約その他申請者の概要が分かる書類 (2) 企画書等着ぐるみを使用する行事の概要が分かる書類 (3) 市長が必要と認める書類
連絡先	担当者名：みどり 花子 電話番号：0277-76-2111 ファクス番号：0277-76-9698 メールアドレス：hisyo@city.midori.gunma.jp

### ③申請から承認、返却までの流れ



- 申請書は、着ぐるみを借り受けようとする期間の初日の3月前の日の属する月の初日から借り受けようとする期間の初日の7日前までに提出してください。
- 着ぐるみを借り受ける際は、動作講習を受講していただきます。

## ④承認できない場合

---

1. 法令若しくは公序良俗に反し、又はそのおそれがあるとき。
2. 市の信用及び品位を傷つけ、又は傷つけるおそれがあるとき。
3. みどり市マスコットキャラクター「みどモス」のイメージを損ない、又はそのおそれがあるとき。
4. 特定の個人、団体、政治、思想若しくは宗教を支援するような誤解を与え、又は与えるおそれがあるとき。
5. 不当な利益を得るために使用し、又はそのおそれがあるとき。
6. みどり市暴力団排除条例(平成24年みどり市条例第12号)第2条第1号に規定する暴力団又は同条第3号に規定する暴力団員等が使用するとき。
7. その他市長が適当でないと認めたとき。

# ⑤貸出期間・方法・使用料

---

## ■貸出期間

使用する日の前後2日以内

## ■貸出・返却方法

- 市役所の開庁時間内に、市役所で直接着ぐるみを借り受け、直接返却してください。
- 返却の際は、着ぐるみ使用状況報告書に使用状況が分かる写真等を添えて提出してください。

## ■使用料

無料

## ⑥ 遵守事項

---

1. 承認された行事に限り着ぐるみを使用し、市長が指示する条件に従うこと。
2. 着ぐるみを転貸しないこと。
3. 市及びみどり市マスコットキャラクターのイメージを損なう使用をしないこと。
4. 着ぐるみを着用する者及び着ぐるみの周辺にいる者の安全が確保されるよう、必要な対策を講じること。
5. 着ぐるみを破損し、又は汚損しないよう努め、着ぐるみを著しく破損し、又は汚損したときは、申請者の負担により原状に復すること。
6. 使用を終了したときは、使用状況報告書に使用状況が分かる写真等を添えて市長に報告すること。

# 3. 損害の賠償等

---

- 市長は、次に該当する場合は、申請者に損害の賠償又は損失の補填を請求することができる。
- 着ぐるみを紛失し、破損し、又は汚損して、着ぐるみを使用できない状態にさせたとき。
- 着ぐるみの使用によって、市に損害又は損失を与えたとき。
- 申請者が、着ぐるみの使用によって、他の者に損害又は損失を与えた場合であっても、市長は、その損害の賠償又は損失の補填その他の法律上の責任を一切負わない。

# 4. 借用・着用上の注意事項

1. みどり市マスコットキャラクター着ぐるみ貸出要綱の規定及びみどモスエア着ぐるみ取扱説明書を遵守してください。
2. 着ぐるみを着用する人(以下「着用者」という。)は、申請者が確保してください。
3. 着ぐるみの使用、運搬及び保管に当たっては、破損、汚損、紛失を防止するため、保管袋等に入れ、取扱いには十分注意してください。
4. 使用場所への運搬及び保管に係る経費負担並びに手段の確保は、申請者が行ってください。
5. 着ぐるみは直接地面に置かず、地面にシートなどを敷いた上に置いてください。また、着用時は地面に直接座らないでください。
6. キャラクターのイメージを損なわないよう運搬、搬出に当たっては、着ぐるみであることが分からないよう十分注意してください。また、着用者の姿が見えないよう公衆の面前では、絶対に着脱はしないでください。
7. 降雨、降雪、猛暑その他の着ぐるみの使用に適さない環境又は適さない環境になるおそれがある状況下で使用しないでください。
8. 着用者は、健康で、着ぐるみを着用し業務を行える人が着用してください。着用者の想定身長は165cm(前後10cm可)です。
9. 緊急時を除き、着ぐるみを着用しているときは声を出さないでください。
10. 火気及び危険物の付近で使用しないでください。
11. 飲酒及び酒気帯びでの着用はしないでください。
12. 着用者及び周囲の安全確保に努め、必要な対策を講じてください。
13. 着用者の肌が直接着ぐるみに触れないよう、長袖、長ズボン、手袋等を着用してください。化粧は極力落とし、又はマスク等を着用するなどして化粧が付かないようにしてください。
14. 着用時は視界が狭くなり、動きにくくなるため、無理な動作はせず、安全対策として必ず介助者をつけ、着用者及び周囲の安全確保に努めてください。
15. 使用後は消臭スプレー等を使用し、風通しの良い場所で陰干しの上、十分乾燥させてから返却してください。
16. 返却前に必ず破損、汚損がないか確認してください。なお、破損、汚損がある場合は、速やかに市へ報告し指示に従ってください。